

三条市の積雪量

旧三条市及び旧栄町の垂直積雪量は 200 センチメートル、旧下田村は次の第 3 項の規定が適用されます。なお、雪下ろしによる低減については、建築課審査指導係にお問い合わせください。

問合せ先 建築課審査指導係 (0256-34-5727)

○三条市建築基準法施行細則 (抄)

平成 17 年 5 月 1 日

規則第 142 号

(多雪区域の指定)

第 9 条 政令第 86 条第 2 項ただし書の規定により本市全域を多雪区域として指定する。

2 本市における積雪の単位荷重は、積雪量 1 センチメートルごとに 1 平方メートルにつき 29.4 ニュートン以上とする。

3 政令第 86 条第 3 項の規定による垂直積雪量は、200 センチメートルとする。ただし、山間部等の区域については、次に掲げる式によって垂直積雪量を求めるものとする。

$$d = \alpha \cdot ls + \beta \cdot rs + \gamma$$

この式において、 d 、 ls 、 rs 、 α 、 β 及び γ は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

d 垂直積雪量(単位 m)

ls 区域の標準的な標高(単位 m)

rs 区域の標準的な海率(半径 40km の円の面積に対する当該円内の海その他これに類するものの面積の割合をいう。)

$$\alpha = 0.0100$$

$$\beta = -1.20$$

$$\gamma = 2.28$$